# 豊中市障害者福祉施設整備事業者候補選定部会設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、本市が、豊中市障害者長期計画及び豊中市障害福祉計画に基づき整備する障害者福祉施設のうち市長が指定するもの(以下「対象施設」という。)について、公募や事業者からの申込による公正公平な事業者候補を選定する機関として、豊中市障害者施策推進協議会規則(昭和47年豊中市規則第34号。以下「規則」という。)第3条第1項に基づき豊中市障害者福祉施設整備事業者候補選定部会(以下「部会」という。)を設置し、部会の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (所掌事項)

- 第2条 部会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を豊中市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の会長に報告する。
  - (1) 事業者候補の募集要領に関すること。
  - (2) 事業者候補の選定に係る審査項目及び審査基準に関すること。
  - (3) 事業者候補の審査及び選定に関すること。
  - (4) 選定した事業者候補の候補取消し等に関すること。
  - (5) 審議結果の公開に関すること。
  - (6) その他事業者候補の選定に必要な事項に関すること。

### (組織)

- 第3条 部会は、規則第3条第2項の規定に基づき会長が指名する委員で構成する。
- 2 前項の指名は、事業者候補の選定を行う必要が生じる都度に行うものとする。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、規則第3条第3項の規定に基づき協議会の会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長は、部会に属する委員のうちから、あらかじめ副部会長を指名するものとする。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

#### (関係者の出席等)

第5条 規則第4条の規定に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の 出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 2 前項における関係者とは、障害福祉関係者及び部会長が必要あると認める者をいう。

# (会議の公開等)

- 第6条 部会の会議は、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号) 第23条ただし書き及び同条第1号の規定に基づき、これを非公開とする。
- 2 部会は、審議の議事録を作成する。
- 3 部会における選定結果等については、事業者候補を確定した後に公表する。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

# (合同設置)

- 第8条 対象施設を他部局と共同して整備する場合は、当該他部局が事業者選定のために設置する選定委員会(以下「選定委員会」という。)と合同で会議を開くことができる。
- 2 前項の場合においては、第4条の規定に関わらず、部会の招集及び議長を行う者は 部会長及び選定委員会の長が協議して決めるものとし、第7条の規定に関わらず、部 会の庶務は、福祉部障害福祉課及び当該他部局が合同で行うものとする。

# (委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 委員の任期等については、豊中市障害者施策推進協議会条例(昭和47年豊中市条例第36号)第3条の規定に従う。

附則

- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。